

令和4年10月12日	資料3
第1回 40歳未満の事業主健診情報の活用 促進に関する検討会	

## 主な論点と基本的な方向性について（案）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 40歳未満の事業主健診情報の活用に関する主な論点について

## 1. 現状と基本的な考え方

- 労働者（被保険者）がマイナポータルにおいて自身の健診情報を確認し、それ踏まえたセルフケア（自己管理）がしやすい環境の整備は、労働者（被保険者）の予防・健康づくりの観点から重要。
- 事業主健診情報（40歳未満）を保険者に集約する法的な枠組みは整備されたものの、協会けんぽや総合健保等では事業者から当該情報を取得しにくい状況にあり、また、保険者において事業主健診情報（40歳未満）を活用して保健事業を行う方策が確立している状況とはいえない。
- そのため、事業主健診情報（40歳未満）の保険者への集約による効果的な保健事業の実施やマイナポータルで確認可能とする仕組みの重要性について、関係者で認識を共有することが肝要。  
その上で、関係者が協力して、事業者・保険者間で事業主健診情報（40歳未満）を円滑に共有でき、当該情報を活用した効果的な保健事業を実施できる環境の整備を進めるとともに、マイナポータルでの確認に向けた必要なシステムの整備等を進めていくことが重要である。

## 2. 主な論点

- ① 事業主健診情報（40歳未満）の活用を通じ、労働者（被保険者）の予防・健康づくりを進める重要性について、関係者において更にその認識の共有を図るためにはどうすればよいか。
- ② 事業者・保険者間で事業主健診情報（40歳未満）を円滑に共有するためには、どのような取組が考えられるか。
- ③ 事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業を実施するためには、どのような取組が考えられるか。
- ④ 事業主健診情報（40歳未満）をマイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等はどのように進めていくか。

# 基本的な方向性について（案）：①関係者における認識の共有

## 論点①：関係者における認識の共有

- 事業主健診情報（40歳未満）の活用を通じ、労働者（被保険者）の予防・健康づくりを進める重要性について、関係者において更にその認識の共有を図るためにはどうすればよいか。

## 1. 社会保障審議会医療保険部会における主な議論

### （取組の趣旨）

- 40歳未満の事業主健診情報が保険者に提供されることの主眼は、全ての年代の労働者が自身の健康状況をマイナポータルで把握・管理できるようにすること。
- 健康・医療データを本人自ら確認ができ自己管理ができる、本人が希望すれば医療機関がその情報を活用してより適切な医療を早期に提供できる、そのような社会に向けて推進することが重要。

### （取組の重要性等）

- 事業主健診がしっかり行われ、事業主が労働者の健康づくりを行う一環として積極的に保険者に情報を提供することが必要。
- 事業主健診情報の保険者への集約等について、健康情報を提供するメリットが中小企業にあまり理解されていないため、周知・啓発が重要。
- 40歳未満の事業主健診情報を保険者へ提供することで、保険者による効率的な保健事業の実施が可能となり、医療費の抑制にも資していくもの。
- 事業主健診情報を活用する保険者は、被保険者の理解を促す観点から、データヘルス計画において明示する。

# 基本的な方向性について（案）：①関係者における認識の共有

## 2.対応の方向性（案）

これまでの議論を踏まえ、以下の対応を行うことを検討してはどうか。

### （制度の周知等）

- 健康保険法等に基づく制度の意義や趣旨、そのメリット等について、国民や医療保険者等へ向けて、ポスターやパンフレット、WEB等を通じて、周知広報を実施する。
- 「職場の健康診断実施強化月間」等を通じて、事業者に対して、40歳未満の者の事業主健診情報を保険者に共有した上で、保険者と連携してコラボヘルスを推進していくことなどについて、引き続き、普及啓発を図る。

### （THP指針の改正）

- 事業場における労働者の健康保持増進のため、THP指針を改正し、健康保持増進対策の考え方に以下の内容を明確化する。
  - ・ 事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスを積極的に推進すること
  - ・ 事業者は事業主健診情報を積極的に医療保険者と共有すること
  - ・ 事業主健診情報は電磁的な方法による保存・管理が適切であること

### （データヘルス計画での明示）

- 被保険者の理解を促すとともに、効果的な取組を実施する観点から、事業主健診情報を活用する保険者は、データヘルス計画においてそれを明示することとする。

# 基本的な方向性について（案）：②円滑な情報共有

## 論点②：円滑な情報共有

- 事業者・保険者間で事業主健診情報（40歳未満）を円滑に共有するためには、どのような取組が考えられるか。

### 1. 社会保障審議会医療保険部会における主な議論

#### （1）事業主健診結果の電子化に向けた取組の促進

- 健診情報を保険者に集約するに当たって、標準化・デジタル化されたデータとなるよう検討すべき。

#### （2）事業主健診情報の保険者への円滑な情報提供

- 保険者による効率的な保健事業への活用が可能だが、保険者に対して確実に情報が提供されることが重要。
- 事業主から保険者に対して提供実績が低いことについては、健診情報を提供することの周知が十分でないこと、事業主が個人情報を出すことへの不安があること、健診データを提出することが負担になっていることもあるのではないか。
- 「健康経営」に取り組む企業に多くの人材が集まり、また社会としての意識が上がることも重要であり、ぜひよりよくなるように活用していただきたい。

## 基本的な方向性について（案）：②円滑な情報共有

### （3）事業主健診情報の電子化に係る費用

- 事業主健診情報の保険者への提供について、保険者による効率的な保健事業への活用が可能となり、医療費の抑制にも資するものと認識。保険者に対して確実に情報が提供されることが重要であるので、国から事業主に対して保険者への情報提供の有益性について、周知が必要。
- 40歳未満の健診情報は公平な費用負担の下で取得を行うことが必要であり、費用負担をどのように整理するのかということは課題。
- 40歳未満の事業主健診等結果の保険者への提供は、予防・健康づくりの推進に向けて重要なことであるが、中小企業や保険者に対して過度な負担とならないようにしていただきたい。

# 基本的な方向性について（案）：②円滑な情報共有

## 2.対応の方向性（案）

これまでの議論を踏まえ、以下の対応を行うことを検討してはどうか。

### （1）事業主健診結果の電子化に向けた取組の促進

#### （事業主健診情報の電子化の周知）

- 事業者に対し、企業が保存する事業主健診情報の電子化を促進するとともに、電子化にあたっては、保険者との連携の観点からXML形式に対応出来ることが望ましい旨について、周知を行う。
- 事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の場合と同様に、XML形式による方法やその他適切な方法によることとし、その旨を周知する。

#### （T H P 指針の改正）

- T H P 指針を改正し、健康保持増進対策の考え方に以下の内容を明確化する。
  - ・ 事業主健診情報は電磁的な方法による保存・管理が適切であること

#### （コラボヘルス推進費用の補助）

- 事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用の支援を検討する。

# 基本的な方向性について（案）：②円滑な情報共有

## 2.対応の方向性（案）（続き）

### （2）事業主健診情報の保険者への円滑な情報提供

#### （事業者と健診機関との契約書ひな形の活用推進等）

- 事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の場合と同様に、迅速かつ確実に情報提供し、その事務負担を軽減するため、事業者と健診機関との契約書ひな形を活用することとし、その周知を行う。
- 健診実施機関から保険者への提供をより迅速に行うため、被保険者等記号・番号等を保有する事業者が、事業主健診実施を委託をした健診機関に対して、個人情報の保護に関する法律に則り、受診者の被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要であるととともに、契約書のひな型にも明記し、取組の促進を図る。

#### （情報提供を促す書類ひな型の作成・普及）

- 事業主健診情報（40歳以上）については、協会けんぽにおいて、健診実施機関を經由して事業主健診結果を提供することに関する同意書類を作成し、事業主に対して利用の促進を図っている。これを参考にそのひな型を作成するとともに、その活用の周知を図る。

#### （個人情報保護法上の取り扱いの周知）

- 事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の場合と同様に、個人情報保護の配慮が必要であることの周知を図る。

#### （事業主健診情報の提供促進）

- 健康経営に取り組む企業への「健康経営度調査」により、今年度初めて40歳未満の事業主健診情報の提供に関する調査を実施。調査結果等を踏まえつつ、事業主健診情報の提供が「健康経営」に資する取組として認知されるよう周知を図る。



# 基本的な方向性について（案）：②円滑な情報共有

## 2.対応の方向性（案）（続き）

### **（3）事業主健診情報の電子化に係る費用**

- 事業者においては、労働安全衛生法で定められた健康診断結果の記録の保存等を行うとともに、一定の場合には、健康診断結果についての医師等からの意見聴取や健康診断実施後の措置を講じる義務がある。  
保険者においては、提供された事業主健診情報等を活用し、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う努力義務がある。  
また、事業者と保険者とが共同で健康診断の実施や健診結果を用いた保健指導を実施し、両者が協力して健診結果をデータ化してデータヘルスやコラボヘルスに取り組んでいるところもある。
- 事業者から保険者に労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者・被保険者の健康保持増進につながり、また、労働者・被保険者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、事業者及び保険者の双方にとってメリットがある。  
そして、事業者及び保険者が、労働者・被保険者の健康状態を適切に把握して取組を効果的・効率的に進めるためには、電子化に向けた取組を進めることが重要である。
- また、40歳未満の者に係る事業主健診情報を取得した健保組合において、情報取得にかかる費用については、事業主が負担するケースと健保組合が負担するケースはそれぞれ約2割、事業主と健保組合の両者が負担するケースが約3割、費用負担なしが約3割となっており、事業者や保険者の状況によって様々となっている。
- 健康診断の提供に係る費用については、事業者や保険者の状況によりその実態は異なっており、一律に定めるのは困難であるため、定期健康診断等の結果の提供に関する必要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応することとする。

# 基本的な方向性について（案）：③事業主健診情報の活用推進

## 論点③：事業主健診情報の活用推進

- 事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業を実施するためには、どのような取組が考えられるか。

### 1. 社会保障審議会医療保険部会における主な議論

- 保険者が加入者の行動変容を促すために効果的な取組を行うことが重要であり、本人が自分の情報をコントロールできることを基本としながらも、加入者にとってメリットや効果が感じられるようにすることが重要。
- 40歳未満の健診情報の活用について、保険者が活用できる事例を集め、有効な活用方策を示すなど保険者が活用を推進しやすいようにしてほしい。

### 2. 対応の方向性（案）

これまでの議論を踏まえ、以下の対応を行うことを検討してはどうか。

#### （好事例の横展開）

- 保険者において40歳未満の被保険者に係る事業主健診情報の取得し、その有効活用を促進するため、事業主健診情報の活用事例について周知を行い、他の保険者への横展開を図る。

#### （モデル事業の実施・横展開）

- 加入する多くの事業者との調整が必要な保険者における取組を進めるため、事業主健診情報を取得して保健事業への活用を支援するモデル事業を行い、その成果について横展開を図ることを検討する。

# 基本的な方向性について（案）：④システムの整備等

## 論点④：システムの整備等

- 事業主健診情報（40歳未満）をマイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等はどのように進めていくか。

### 1. 社会保障審議会医療保険部会における主な議論

- オンライン資格確認等システムへの事業主健診情報の登録は事業主等が行うことも考えられるが、効率化の観点から保険者が持つ40歳以上の事業主健診情報の登録スキームを活用することとしたとの経緯があると認識。
- 特定健診等情報をマイナポータルで閲覧するためには、保険者が特定健診等の結果の情報をオンライン資格確認等システムに登録する必要があり、これに係るサーバー維持等のランニングコストについては保険者への配慮が重要。

### 2. 対応の方向性（案）

これまでの議論を踏まえ、以下の対応を行うことを検討してはどうか。

#### （40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステムの改修）

- マイナポータルを通じた40歳未満の事業主健診情報の提供を2023年度までにできるよう、引き続き、国において必要なシステム改修を着実に進める。その際、既存の特定健診等データと併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を通じて、効率的な業務運営やコストの適正化につなげるようにする。

#### （オンライン資格確認等システムの運営）

- 特定健診情報等データについては保険者の負担によりシステムが運営されていることや、40歳未満の事業主健診情報は既存の特定健診等データと併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を踏まえつつ、運営費（ランニングコスト）の負担を検討していく。